

付録 A

特定第二種国内希少野生動植物種

A.1 トウキョウサンショウウオの特定第二種国内希少野生動植物種指定について

佐久間聡

A.1.1 制度創設の背景とトウキョウサンショウウオの指定

日本では 2020 年時点で 3,700 種を超える動植物が絶滅危惧種となっており、このうちの多くの種が里地里山等の二次的自然に生息・生育している（両生類、淡水魚類、昆虫類の約 7 割が二次的自然に生息と推定）。

環境省は、これまで絶滅のおそれの高い種を「絶滅のおそれのある野生動植物種の種の保存に関する法律（種の保存法）」に基づき「国内希少野生動植物種」に指定して保護対策を行っていたが、二次的自然に生息・生育する絶滅危惧種を対象にした指定と保護対策は十分に行われていなかった。

特定第二種国内希少野生動植物種制度は、里地里山等の二次的自然に生息・生育する希少種を対象にした新たな種指定の制度であり、平成 29 年度（2017 年）の種の保存法改正で創設され翌年に施行された。令和 2 年（2020 年）から種の指定が行われ、トウキョウサンショウウオ（*Hynobius tokyoensis*）、カワバタモロコ（*Hemigrammocypripis neglectus*）及びタガメ（*Kirkaldyia deyrolli*）の 3 種が指定された [33, 34]。また、今後も流通規制や生息環境の維持、改善の効果が高い種を中心に、順次指定を進めていく予定としている。

A.1.2 主な規制内容と罰則

規制内容 販売・頒布を目的とした個体等の捕獲、譲渡等、陳列・広告の原則禁止

表 A.1: 規制の適用例

行為の例	特定第二種の規制
インターネットオークション・店頭での個体等の販売・購入	規制対象
個人間での個体等の販売・購入	規制対象
店頭・商業目的のイベントにおける個体等の無償配布	規制対象
学術研究や生息状況の調査を目的とした捕獲等又は譲渡し等	規制対象外
系統保存や野生復帰等の保全を目的とした飼育又は繁殖に伴う個体等の捕獲等又は譲渡等	規制対象外
特定の個人に対する商業目的でない個体等の譲渡し等	規制対象外*

*種の保存に影響が無いものに限る

- 指定前から飼育していた個体やそこから繁殖した個体も規制対象
- 卵や種子も規制対象
- 標本も規制対象

罰則 個人の場合： 5年以下の懲役、又は500万円以下の罰金

法人の場合： 1億円以下の罰金

A.1.3 お願い

販売・頒布以外の場合においても、むやみな捕獲はやめてください。

特にトウキョウサンショウウオは地方公共団体による天然記念物指定されていたり、市民団体により保全活動が行われていたりする生息地が多く有ります。これらに十分留意して下さい。

飼育している個体、飼育繁殖個体は最後まで飼い続けてください。遺伝子攪乱に繋がりますので、けして野外に放すことはやめてください。

トウキョウサンショウウオの生息地では、各種団体により繁殖環境の保全・創出活動や調査が行われています。これらの活動にご参加ください。

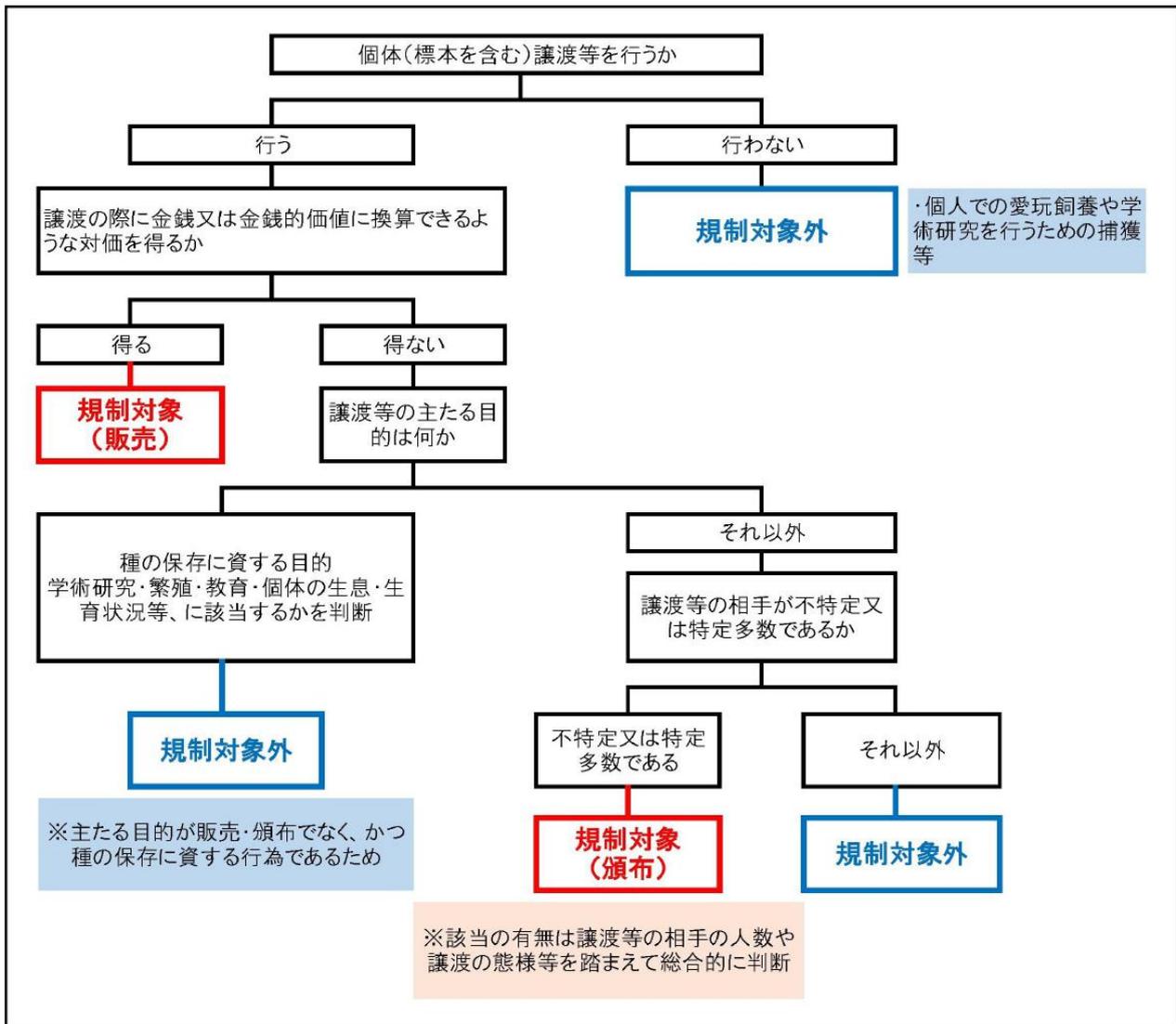


図 A.1: 販売又は頒布の適用フロー。文献 [33] より。